

(選択制度紹介ホームページ 掲載概要)

「福津市記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」について

【根拠条例 福津市文化財保護条例】

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第33条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者（註1）に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第20条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

【選択基準 福津市教育委員会事務局内規】

福津市記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの（註2）

- (一) 由来、内容等において地域住民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの（註2）

- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (二) 芸能の変遷を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの（註2）

- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
- (二) 技術の変遷を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

四 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの

註 1

以下の要件を全て満たすものとします。

- * 福津市内の一定地域において当該文化財を継続しているもの。(団体、個人)
- * 今後も当該文化財を継続する見通しがあるもの。
- * 団体においては規約をもち、代表者が定まっているもの。

なお、前記の規約または代表者を変更した場合、および当該文化財の継続が困難になった場合は、速やかに教育委員会に届け出ることとします。

また、「適当な者」は市文化財保護審議会の助言を受けて市教育委員会が決定します。

註 2

以下の要件を全て満たすものとします。

- * 概ね近代初め以前から、福津市内の一定地域において現在まで継続している。
- * 根拠となる資料等がある。
- * 今後の研究や実態把握により評価が追加される可能性がある。